

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金) 衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定1問 「谷間の世代」である現行貸与制下の司法修習生の人数と全法曹人口につき、法務大臣に問う。

〔結論〕

- ・ 現行貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した新65期司法修習生から実施されているところ。
- ・ 新65期から本年11月に司法修習を開始した第70期までの司法修習生の採用者数の合計は、1万1,083人である。
- ・ 裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者の数の合計は、平成28年4月1日現在、4万2,585人である。

(参考資料)

- 1 司法修習生採用者数・考試(二回試験)不合格者数
- 2 法曹三者の人口の推移

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数

採用年度	採用 年月	修習期	司法修習生 採用者数	考試 不合格者数	(参考)	司法試験 合格者数
平成16年度	16. 4	第58期	1,188	2		
平成17年度	17. 4	第59期	1,499	16	平成16年度	1,483
平成18年度	18. 4	現行第60期	1,455	71	平成17年度	1,464
	18. 11	新第60期	991	76	平成18年度	1,009
平成19年度	19. 4	現行第61期	568	33	平成18年度	549
	19. 11	新第61期	1,812	113	平成19年度	1,851
平成20年度	20. 4	現行第62期	261	23	平成19年度	248
	20. 11	新第62期	2,043	75	平成20年度	2,065
平成21年度	21. 4	現行第63期	150	28	平成20年度	144
	21. 11	新第63期	2,021	90	平成21年度	2,043
平成22年度	22. 4	現行第64期	102	24	平成21年度	92
	22. 11	新第64期	2,022	56	平成22年度	2,074
平成23年度	23. 7	現行第65期	73	46	平成22年度	59
	23. 11	新第65期	2,001		平成23年度	2,063
平成24年度	24. 11	第66期	2,035	43	平成24年度	2,102
平成25年度	25. 11	第67期	1,969	42	平成25年度	2,049
平成26年度	26. 11	第68期	1,761	33	平成26年度	1,810
平成27年度	27. 11	第69期	1,787	54	平成27年度	1,850
平成28年度	28. 11	第70期	1,530	—	平成28年度	1,583

※ 最高裁判所公表資料による。

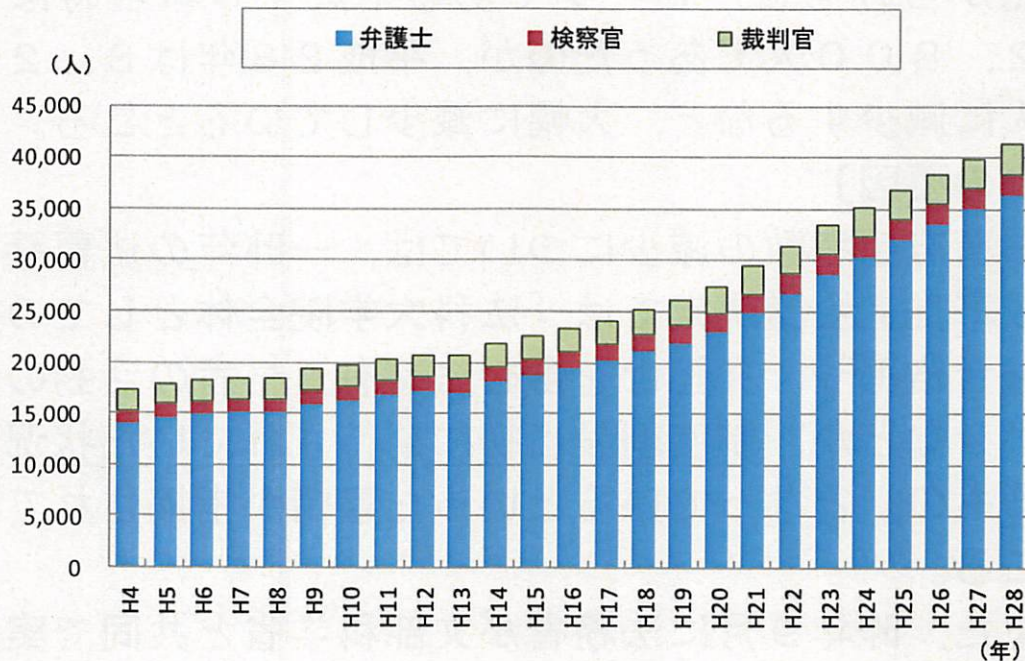
※ 第70期の修習終了時期は平成29年12月である。

※ 司法修習生採用者数は、各修習期の修習開始日現在の数値であり、再採用者数を含まない。

※ 考試不合格者数には、考試を再受験するために司法修習生に再採用された者を含む。

法曹三者の人口の推移

	弁護士	検察官	裁判官	合計		弁護士	検察官	裁判官	合計
H4年	14,704	1,173	2,029	17,906	H17年	21,205	1,548	2,460	25,213
H5年	14,953	1,173	2,036	18,162	H18年	22,056	1,591	2,535	26,182
H6年	15,212	1,173	2,046	18,431	H19年	23,154	1,634	2,610	27,398
H7年	15,110	1,173	2,058	18,341	H20年	25,062	1,679	2,685	29,426
H8年	15,975	1,208	2,073	19,256	H21年	26,958	1,723	2,760	31,441
H9年	16,398	1,242	2,093	19,733	H22年	28,828	1,768	2,805	33,401
H10年	16,853	1,274	2,113	20,240	H23年	30,518	1,791	2,850	35,159
H11年	17,283	1,304	2,143	20,730	H24年	32,134	1,810	2,880	36,824
H12年	17,130	1,345	2,213	20,688	H25年	33,682	1,822	2,912	38,416
H13年	18,246	1,375	2,243	21,864	H26年	35,113	1,835	2,944	39,892
H14年	18,851	1,414	2,288	22,553	H27年	36,466	1,845	2,976	41,287
H15年	19,523	1,453	2,333	23,309	H28年	37,722	1,855	3,008	42,585
H16年	20,240	1,505	2,385	24,130					



※ 弁護士数は、日弁連調べによるもので、各年4月1日現在の正会員数。平成7年及び同12年の弁護士数については、第47期（平成7年）及び第52期（同12年）の司法修習生の司法修習終了日が4月3日であったため、その年の修習終了直後の新規登録弁護士数（第47期（平成7年）については438名、第52期（同12年）については579名）の増加分が反映されていない。

※ 検察官数は、各年度の定員（副検事を除く。）。

※ 裁判官数は、各年度の定員（簡易裁判所判事を除く。）。

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定2問 法曹志望者の減少の理由につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹志望者の減少については、複数の要因が影響しているものと思料。

〔前提〕

- (・ 法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点からみると、ピークである平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少するなど、大幅に減少しているところ。)

〔減少の要因〕

- ・ 法曹志望者数の減少については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっているといった事情が指摘されているところ。
- ・ また、昨年9月に法務省が文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートにおいては、法曹志望に当たっての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところ。
- ・ 法務省としては、法曹志望者の減少についてはこれら



複数の要因が影響しているものと思料。

(参考)

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果（抜粋）

〔目的・趣旨〕

法学部に在籍する学生を対象に志望動向等に関する意識調査を実施し、調査を通じて得たデータを収集・分析することによって、法曹志願者の減少に関する要因等を把握し、今後の施策の検討に活用する。

〔対象範囲〕

平成27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を置く大学に在籍する法学部生（1年生～4年生）

〔現在法曹を志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い〕

- ① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 922人（50.7%）
- ② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612人（33.6%）
- ③ 自分に法曹等としての適性があるか分からない 549人（30.2%）
- ④ 他の進路にも魅力を感じている 520人（28.6%）
- ⑤ 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない 493人（27.1%）
- ⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間要し、時間的負担が大きい 486人（26.7%）

（なお、母数は1,819人）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線 携帯 】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定3問 「谷間の世代」である現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講じない理由につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける
ことに加え、既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民の理解を得ることが困難
なところによる。

〔前提〕

- ・ 本法案では、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ このように現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けない理由としては、
 - 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという修習給付金制度の趣旨からすれば、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠けることに加え
 - 仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等（注）の取扱い



をどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、

- そもそも、既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解を得ることが困難であること
を考慮したところによる。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定4問 法務省としては、どのような検討の結果、現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講じないこととしたのか、これまでの検討状況の詳細につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務省において、制度設計の過程で適宜必要な検討を行うとともに、関係者による打合せ等の様々な機会を通じ、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも適宜必要な協議を行った。

〔結論〕

- ・ 現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずるかについては、(推進会議決定に基づき制度設計を担った)法務省において、修習給付金制度に関する制度設計の過程で法曹人材確保の充実・強化を図るという制度の目的との関連性を含め、適宜必要な検討を行うとともに、関係者による打合せ等の様々な機会を通じ、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも必要な協議を行ってきた。
- ・ こうした検討・協議の結果を踏まえ、本法案では、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けないこととしたもの。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線^{■■■} 携帯^{■■■■■■■■■■}】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定5問 現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を講ずるか否かにつき、法曹養成制度改革連絡協議会で検討されたのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ これまでの連絡協議会において、現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずるか否かにつき、具体的に議題として取り上げ、協議したことはない。

〔結論〕

- ・ これまでの法曹養成制度改革連絡協議会において、現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずるか否かにつき、具体的に議題として取り上げ、協議したことはない。
- ・ 他方で、(先ほど述べたとおり)法務省において、修習給付金制度に関する制度設計の過程で適宜必要な検討を行うとともに、最高裁判所や日本弁護士連合会等とも必要な協議を行ってきたところであり、その中で、現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講じない前提での制度構築に至ったもの。

(参考) 法曹養成制度改革連絡協議会での協議状況等

- ・ 司法修習生の経済的支援の在り方については
 - 平成27年12月の第1回、平成28年1月の第2回及び7月の第4回において議題として取り上げ、各種の調査の結果等を踏まえた意見交換を行ったほか

- 本法案を国会に提出した後の本年2月の第6回においても議題として取り上げ、法務省から修習給付金制度の概要について報告するとともに、これに対する意見交換を行った。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定6問 法曹養成制度改革連絡協議会の議事録が非公開とされている理由は何か、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 連絡協議会は、政府等による率直な意見の交換を確保する必要があること等から、議事を非公開としている。

〔議事を非公開とする理由〕

- ・ 法務省は、文部科学省とともに、法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた各取組の進捗状況等を適時に把握し、必要な連絡協議を行うため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催(注1)しているところ。

(注1) 法曹養成制度改革連絡協議会の開催状況

- 第1回 平成27年12月14日
- 第2回 平成28年1月18日
- 第3回 平成28年3月18日
- 第4回 平成28年7月8日
- 第5回 平成28年10月17日
- 第6回 平成29年2月8日

- ・ この協議会は、政府及び関係機関等による率直な意見の交換を確保する必要があること等(注2)を考慮して、議事を非公開とすることとしており、一昨年12月の第1回の協議会において、出席者間において非公開とする旨を確認した。

(注2) その他の理由として、本協議会は、行政運営上の連絡協議を行う



ことを目的とするものであり、議事の公開が原則とされる審議会等に当たらないことが挙げられる。

- ・ なお、議事の概要及び配付資料については、法務省のホームページに掲載して公開しているところ。

(参考資料)

- 1 法曹養成制度改革のための連絡協議体制について
- 2 法曹養成制度改革連絡協議会（第1回）議事概要

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について

法務省・文部科学省

1 目的

法務省及び文部科学省は、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第6 今後の検討について」を踏まえ、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進し、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため、両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

2 連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は、両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し、前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため、政府内における必要な連携を図ることとする。

3 法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は、前記の目的を達成するため、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、議事に応じて必要がある場合は、関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

4 協議会の庶務

協議会の庶務は、連携チームにおいて処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

法曹養成制度改革連絡協議会（第1回）議事概要

1 日時

平成27年12月14日（月）16:30～17:30

2 場所

法務省第1会議室（20階）

3 出席者

○ 法務省大臣官房司法法制部

萩本修司法法制部長，西山卓爾司法法制課長，鈴木昭洋司法法制部参事官
松本朗司法法制部部付兼官房付

○ 文部科学省

義本博司大臣官房審議官（高等教育局担当），北山浩士高等教育局専門教育課長

○ 最高裁判所

門田友昌事務総局審議官，森健二事務総局総務局参事官

○ 日本弁護士連合会

伊藤茂昭副会長，三宅弘副会長，吉岡毅事務次長，戸田綾美事務次長
道あゆみ事務次長

4 議事概要

(1) 協議会の運営，議事の公開等について

○ 出席者において，協議会の開催時期及び議題は，法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局からなる法曹養成制度改革連携チームにおいて，最高裁判所及び日本弁護士連合会と協議の上決定し，提出資料等に関するその他の出席者との調整も，適宜同チームにおいて行うこと，協議会の議事は非公開とするが，議事概要を法務省及び文部科学省のホームページで公開するとともに，配布資料についても資料提出者が公開を不相当とした場合を除き，同ホームページで公開すること，有識者会議等の第三者機関は当面は設置しないこと等が了承された。

(2) 平成27年司法試験（予備試験を含む。）の結果報告

○ 法務省において，資料4-1から資料5-4までにに基づき，平成27年司法試験（予備試験を含む。）の結果が報告された。

(3) 法科大学院の定員規模及び公的支援の見直しに関する報告

○ 文部科学省において，資料6に基づき，法科大学院の定員規模及び公的支援の見直しにつき報告がされた。

(4) 今後の協議会の進め方について

○ 出席者において，平成28年1月18日に開催予定の第2回の協議会では「法曹人口」，「法科大学院」，「司法試験」及び「司法修習」をテーマとして取り上げる予定であること，平成28年2月ないし3月に開催予定の第3回の協議会では「法曹有資格者の活動領域」をテーマとして取り上げる予定であること等が確認された。

(対^大大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定7問 (最高裁判所が説明する) 予算規模からすれば、現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずるべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する何らかの救済措置を設けるべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 他方で、(先ほど述べたとおり)
 - 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという修習給付金制度の趣旨からすれば、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
 - また、現行貸与制下において貸与を受けていない者や繰上げ返済により既に返済を終えた者等(注)の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも、既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解を得ることが困難である。

(注) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者の取扱い等についても問題となる。



〔結論〕

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定8問 昨年12月に法曹三者間で確認された「修習の成果の社会還元」とは何か、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等において、経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援等に従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知。

〔前提〕

- ・ (委員ご指摘のとおり) 法務省は、昨年12月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴い「司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行う」ことを確認したところ。

〔社会還元の必要性〕

- ・ 現在の厳しい財政状況下において、修習給付金制度の創設に対する国民の理解を得るためにも、修習給付金の支給を受けて法曹となった者による司法修習の成果の社会還元が重要。

〔社会還元の内容〕

- ・ 「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」としては(公務に従事することになる裁判官及び検察官以



外の弁護士について問題となるが、) これまでの日本弁護士連合会との協議によれば、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等において、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につき、

○ 経済的・社会的弱者に対する各種の法的支援

○ 司法過疎地域への法的サービス等

に従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知。

(・ 今後も引き続き、修習成果の社会還元を推進するための方策について、日本弁護士連合会側と協議してまいりたい。)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
山尾 志桜里 議員(民進)

想定9問 「修習の成果の社会還元」と弁護士自治との
関係につき、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 日本弁護士連合会において、法曹三者間での確認を受け、その自主的な取組として、「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」として、モデルプラン等の整備を行うことを予定しているものと承知。

〔前提〕

- ・ 法務省としては、(委員御指摘の)弁護士自治(注)の観点も踏まえ、昨年12月の法曹三者間の確認にある「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」の弁護士に関する取組については、日本弁護士連合会の自主的な取組内容を前提としつつ、協議していくことが相当と考えたところ。

〔所見〕

- ・ (先ほど述べたとおり)日本弁護士連合会においては、法曹三者間での確認を受け、その取組として、「修習の成果の社会還元を推進するための手当て」として、(先ほど述べた)モデルプラン等の整備を行うことを予定しているものと承知。
- ・ 今後も引き続き、修習成果の社会還元を推進するための手当てについて、日本弁護士連合会側と協議してまい



りたい。

(注) いわゆる弁護士自治とは、一般に弁護士資格の審査や弁護士の懲戒を弁護士階層の自律に任せ、それ以外の弁護士の職務活動や規律を、裁判所、検察庁又は行政官庁の監督に服せしめない原則をいうが、広く、弁護士に関する諸々の規律を弁護士自身に委ねるという意味で使用される場合もある。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】